

★アカウント発行依頼書 提出前の確認事項

アカウント発行依頼書に不備がある場合、不備が解消されるまで受付できません。
 アカウント取得ができていない場合、補助事業の交付申請は行えません。
不備のない書類を提出をするよう、下記の項目に十分ご注意ください。

提出前にすべてのチェック項目を確認してください。

<input type="checkbox"/>	添付データはExcel形式になっていますか？	PDFでは受け付けられません。
<input type="checkbox"/>	法人番号は正しく記載されていますか？	法人番号に誤りがあると発行できません。 提出前に再確認してください。 ※参考：国税庁法人番号公表サイト https://www.houjin-bangou.nta.go.jp/
<input type="checkbox"/>	ビルダー/プランナー登録番号は正しく記載されていますか？	取得している番号を入力してください。
<input type="checkbox"/>	本社や同一支社内で複数の担当者を記載していませんか？	本社で1名、1つの支社に対し1名分のアカウントのみ発行しております。
<input type="checkbox"/>	支社名の記載漏れはありませんか？	支社アカウントを希望する場合、支社名の記載は必須です。
<input type="checkbox"/>	別法人を支社アカウントとしていませんか？	アカウントは1法人1アカウントとなります。 別の法人格となる販売子会社やグループ会社は支社アカウントとして設定できません。

不備がないことを必ず確認の上、提出してください。